

平成 25 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書
【インクルーシブ教育システム構築モデルスクール】

教育委員会名	千葉県教育委員会
--------	----------

概 要

モデルスクールの概要（平成 25 年 5 月 1 日現在）

	モデルスクール名	幼児児童生徒数	教職員数
1	浦安市立東小学校	779 名	37 名
2	浦安市立明海小学校	336 名	21 名

【事業概要】

1. モデルスクールの特色（特別支援教育に関する事項）

モデルスクールの選定上、考慮したのは以下の 2 点である。

- (1) 通級指導教室において、個別、集団の両形態の中で友達との関わり方や感情のコントロールの苦手な児童、LD等の児童を対象にソーシャルスキルトレーニングや学習支援を行っていること。また、通級指導教室担当者が在籍学級担任との連携を密にすることで、児童が在籍学級において、落ち着いて自信をもって生活することができるための取組も行っていること。

(理由)

通級指導教室における合理的配慮に基づく支援の在り方を検証することで、LD等の児童へのより効果的な支援の在り方を明確にすることができると考えたため。また、通級指導教室と在籍学級との連携の在り方や、校内体制の整備の在り方を検証することで、通級指導教室を核とした支援体制を構築し、誰もが、どの学級でも安心して、よく分かる授業が受けられる方法について研究することが可能と考えたため。

- (2) 特別支援学級を開設しており、全校職員で交流及び共同学習に、計画的に取り組んでいること。特別支援学級に在籍している児童が通常の学級で給食を食べたり、児童の実態に合わせ、計画的に通常の学級で教科学習を行ったりしていること。また、特別支援学級の担任が通常の学級で授業を実施したり、全校の職員が特別支援学級の児童をよく理解し、関わりをもったりするなど、特別支援教育に熱心に取り組んでいること。

(理由)

児童の個別の教育的ニーズに対するアセスメントの在り方や、合理的配慮に基づく支援の効果について検証を行うとともに、交流及び共同学習を通して効果的な合理的配慮を学校全体で共有化していくための校内体制の在り方についても明らかにしたいと考えたため。

2. モデルスクールの特色（特別支援教育に関する事項）

【教育委員会がモデルスクールに対して行った取組及び支援】

市の専門家チームのチーム員がこれまで支援してきた内容や情報を、学校や合理的配慮協力員と共有し、効果的な合理的配慮の在り方についての検討を行った。より専門的な意見を参考にするため、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを招き、関係者会議を開いて、対象児童に対するより効果的な合理的配慮について検討した。

また、全教職員を対象に合理的配慮協力員を講師とした研修会を開催し、合理的配慮の提供に対する理解を深めた。合理的配慮協力員が対象児童以外の学級の授業参観を行ったり、校内授業研究会に参加したりし、合理的配慮の提供に向けて教職員への助言を行った。

合理的配慮協力員3名を配置し、年間18日から23日、モデル校において当該児童のアセスメントと合理的配慮の検討や助言を行った。また、合理的配慮協力員は、当該児童以外の学級の授業も参観したり、気になる児童への支援方法についての相談を受けたりもして、適宜専門的な助言を行った。助言の際には、日頃から教職員が無意識に取り組んでいる指導・支援がとても効果的な支援であり、その支援が対象児童以外の児童にとっても有効な支援であることを伝え、意識して取組を継続していくように伝えた。さらに、特別支援教育コーディネーターの相談を受け、校内委員会の在り方についての助言についても行った。

【モデルスクールとして行った取組】

- ・学校管理職が教育委員会と連携して本事業の目的や方法を教職員全体に周知した。保護者に対しては、校長室だより等で周知し、理解協力を得るよう努めた。
- ・市の専門家チームのチーム員と連携して、合理的配慮協力員の日程調整等を行った。
- ・当該児童以外の学級においても、支援の必要な児童への合理的配慮についての相談を受けることができるよう、週報や月報で合理的配慮協力員の動きを伝えた。
- ・校内委員会の日程を調整し、合理的配慮協力員が委員会に参加し、支援についての助言ができるようにしたり、校内委員会での話し合いのもち方についての助言を受けたりすることができるよう工夫したりした。
- ・市の専門家チーム員が保護者や学級担任と個別の指導計画をもとに話し合い、合理的配慮の検討を行った。
- ・特別支援学校等とは、関係者会議において合理的配慮の提供に向けた話し合いを行った。

3. 成果及び課題

【成果】

- ・学校と合理的配慮協力員、市の専門家チームが連携し、対象児童への適切な合理的配慮の事例を蓄積することができた。
- ・県立特別支援学校や関係機関と連携して、より専門的で多面的な視点から、合理的配慮の検討をすることができた。
- ・合理的配慮協力員が校内委員会に参加し、専門的な視点から支援方法に関する助言を行い、校内体制の充実を図ることができた。
- ・校内委員会の在り方を検討し、特別支援教育コーディネーターを中心とした、よりよい校内体制づくりを行うことができた。
- ・合理的配慮協力員が日々の授業や校内研究会の授業の様子を参観して、効果的な合理的配慮等を学校職員に伝えることで、合理的配慮が意図的・継続的に行われるようになった。
- ・指導主事等対象の「特別支援教育に関する」研修会の実施や、指導主事等の会議で特別支援教育に関する情報の共有化を図ることで、各校への教科指導に特別支援教育の視点を生かすことができた。
- ・実践報告会で取組内容や合理的配慮の事例を報告することができた。また、市内の特別支援教育コーディネーターを中心に、本事業の取組の成果を報告し、各校で取り組めるように促すことができた。

【課題】

- ・外部から専門職を招いて、効果的に合理的配慮の提供についての検討や研究を行うためには、研究の目的と方向性をしっかり検討し、見通しをもって調整を行うことが必要である。
- ・モデル校においては、対象児童の学級はもちろんだが、校内全体で本研究を主体的に取り組むことができるよう、校内で共通理解を図ることや、成果を随時確認する時間を設けるなどの工夫が必要である。
- ・本事業の取組内容や成果を市内の全校職員に周知し、活用に結びつけるためには、教育委員会の全ての指導主事が、各教科等の指導場面で特別支援教育の視点をもった指導・助言をしたり、校長をはじめとする管理職への啓発を行ったりするなどの取組が必要である。